岡事指第６５０号

平成２６年７月１０日

指定共同生活援助事業者 様

　　 　　　 岡山市保健福祉局事業者指導課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山市保健福祉局障害福祉課長

　　 （公　印　省　略）

障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助事業の実施

に関する取扱指針について（通知）

　平素から市の障害福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

　さて、指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業について、利用者に対する支援が適切に行われるよう、「岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年市条例第81号)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日付け障発第1206001号)に記載のない部分等についての取扱指針を定め、平成２５年４月から運用を行ってきたところです。

このたび、本サービス利用者の高齢化・重度化等を踏まえ、本年４月から共同生活介護事業及び共同生活援助事業の両事業が一元化されるとともに、新たにサテライト型住居の仕組みが創設されましたが、これを受けて本取扱指針を改正しましたので、お知らせします。

ついては、引き続き障害者の地域生活への移行を推進する上で本事業が担う役割を御理解の上、市条例に定める基準等のほか、本取扱指針の内容に十分御留意いただき、適切な事業実施に努められるようお願いします。